

# インフォメーション



## 熊本県最低賃金は 時間額647円

熊本県最低賃金が10月20日から時間額647円に改正されました。これは、県内すべての労働者に適用されます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先  
熊本労働局労働基準部  
賃金室  
☎(355) 3202

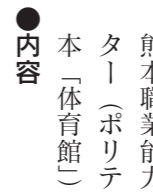
## ハローワークの就職面接会 ポリテク熊本会場

●とき 3月16日(金)  
午後1時～4時  
※受付開始時間 正午～  
●ところ

※申請希望者は、個別に制度のことや書類の書き方について説明しますので、学校教育課にお越しください。  
●問い合わせ先  
学校教育課  
総務施設班(西合志庁舎)  
☎(242) 1112

## 国民年金 今年納付は届出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。届出には、年金手帳と印かんが必要です。  
●第1号被保険者  
自営業者、学生、フリーター、無職の人など  
●第2号被保険者  
厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員  
●第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者



## 熊本県最低賃金は 時間額647円

熊本県最低賃金が10月20日から時間額647円に改正されました。これは、県内すべての労働者に適用されます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先  
熊本労働局労働基準部  
賃金室  
☎(355) 3202

## 森林の所有者届出制度が 4月からスタート

森林法改正により、4月以降、森林(竹林も含む)の土地の所有者となった人は市町村への事後届出が義務付けられます。

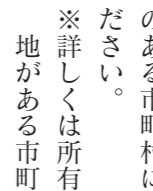
届出が必要なおとき	異動の内容
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更になります。

●問い合わせ先  
健康づくり推進課  
国保年金班(西合志庁舎)  
☎(242) 1183  
熊本西年金事務所  
☎(355) 3261



## 介護予防教室の ボランティアを募集

市の介護予防事業などで、教室運営のお手伝いしていただくボランティア(サポ



## 届出対象者

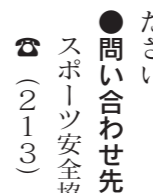
個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人(面積に関わらず届出必要)  
●届出期間  
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。  
※詳しくは所有者となった土地がある市町村の林務担当または県庁からの出先機関にお問い合わせください。

●問い合わせ先  
農政課(合志庁舎)  
☎(248) 1445  
菊池地域振興局林務課  
☎0968(25) 1039

## スポーツ安全保険に 加入しましょう

平成24年度のスポーツ安全保険の加入受付を開始しました。万一のケガや賠償責任に備えて加入しましょう。  
●条件  
・奨学生の保護者が市民であること  
・大学、高等専門学校、高等学校および専門学校に在学中であること  
・経済的理由で学費の支払いが困難であること  
・日本学生支援機構、その他(地方公共団体・公益法人・学校法人など)の奨学金の貸付を受けていないこと

ター)を募集します。  
4月から全4回の養成講座を受講して介護予防サポーターになってみませんか。  
●とき  
第1回目 4月12日(木)  
第2回目 4月26日(木)  
第3回目 5月10日(木)  
第4回目 5月24日(木)  
午後1時30分～3時30分  
●ところ  
ワイーブル福祉会館  
●対象  
市民で医師からの運動制限がない人  
【介護予防サポーターとは】  
介護予防を地域に広めるお手伝い役です  
・事業(教室)参加者が楽しく「いきいき」と事業に参加される手助けをします  
・移動や体操中の転倒やけががないように見守ります  
・自らの健康の維持・介護予防にも役に立ちます  
●講座の内容  
介護予防についての講義、ストレッチ運動、体操の実技演習  
●申し込み・問い合わせ先  
高齢者支援課  
包括支援センター班

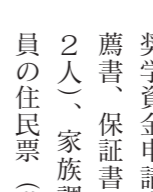


## 経済的理由で修学が困難な学生へ

向学心に富み有能な素質を有する学生・生徒で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金の貸付を行なっています。  
●条件  
・奨学生の保護者が市民であること  
・大学、高等専門学校、高等学校および専門学校に在学中であること  
・経済的理由で学費の支払いが困難であること  
・日本学生支援機構、その他(地方公共団体・公益法人・学校法人など)の奨学金の貸付を受けていないこと

●問い合わせ先  
スポーツ安全協会熊本支部  
☎(213) 9015

(西合志庁舎)  
☎(242) 1124  
●介護保険事業計画等 策定委員募集  
市では介護保険事業計画の見直しや、事業の進行管理を行なう「介護保険事業計画等策定委員」の選任を行なっています。皆さんのご意見を幅広く知るため、委員を公募します。  
●募集人員 4人程度  
●応募資格  
・市内在住者(市民税・介護保険料などの滞納がないこと)  
・年4回の委員会(平日開催)に出席できる人  
●応募方法  
所定の応募用紙(各庁舎、須屋支所、泉ヶ丘支所に有)で応募ください  
●応募締切  
3月29日(木)午後5時  
●委員の選任  
選任結果は応募者全員に文書で通知  
・任期は、選任の日から平成27年3月31日まで  
・委員会は5月中旬に発足予定



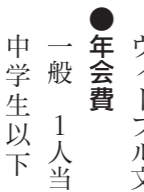
## 貸付期間

奨学金が在学する学校を卒業するまで  
●申請手続  
次の書類を4月2日(月)～27日(金)までに学校教育課へ提出してください。  
【提出書類】  
奨学資金申請書、奨学生推薦書、保証書(連帯保証人2人)、家族調書、家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)、家族全員の所得証明書 在学証明書

区分	【大学の学生・専門学校生】 高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する学生を含む		【高等学校の生徒】 高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する学生を含む	
	国公立	私立	国公立	私立
金額	月額 23,000円	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 23,000円

●貸付金額  
●貸付期間  
●申請手続  
●提出書類  
●問い合わせ先  
奨学資金申請書、奨学生推薦書、保証書(連帯保証人2人)、家族調書、家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)、家族全員の所得証明書 在学証明書

●貸付期間  
奨学金が在学する学校を卒業するまで  
●申請手続  
次の書類を4月2日(月)～27日(金)までに学校教育課へ提出してください。  
【提出書類】  
奨学資金申請書、奨学生推薦書、保証書(連帯保証人2人)、家族調書、家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)、家族全員の所得証明書 在学証明書  
●貸付金額  
●貸付期間  
●申請手続  
●提出書類  
●問い合わせ先  
奨学資金申請書、奨学生推薦書、保証書(連帯保証人2人)、家族調書、家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)、家族全員の所得証明書 在学証明書



## 文化協会加盟団体を募集

11月の文化祭にステージ発表、作品展示など参加してみませんか。平成24年度の入会手続きは総会時に行ないます。  
●とき 4月27日(金)  
入会手続き  
午前9時～9時45分  
総会 午前10時～正午  
●ところ  
ワイーブル文化会館  
●年会費  
一般 1人当たり200円  
中学生以下 1人当たり100円  
●問い合わせ先  
※新規に入会を希望の団体には資料を送付します。  
合志市文化協会事務局  
☎(242) 5945